



様式第4号（第6条関係）

令和2年1月14日

富士見市議会議長 篠田 剛 様

会派名 草の根
代 表 今成 優太

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

- 1 期 間 令和2年1月14日（火）
- 2 参加者名 加賀 奈々恵
- 3 場所（行政視察地・研修場所）
参議院議員会館 101号室
東京都千代田区永田町2-2-1
- 4 調査・研修概要
第9回女性議員パワーアップ集中講座

講座1 「海外につながる子どもの支援」

講師 小林美陽氏（文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課）

勝又幸子氏（一般社団法人 大学女性協会 調査・研究委員会委員長）

田中宝紀氏（NPO法人青少年自立援助センター）

小林氏より文部科学省実施の調査「外国人の子どもの就学状況等調査結果について」報告があった。全市町村の教育委員会が対象で、2019年の5月が調査の基準日である。注目すべき調査項目は、住民登録手続きの際の就学案内の実施状況である。約2割の自治体が未だに外国人が住民登録を行っ

た際に、就学案内を行っていない。また、教育委員会での日本語指導に関する研修の実施についても、約9割の自治体が行っていない。文部科学省はこれに対し、2019年度から、日本語指導アドバイザーという取り組みを開始し、研修を実施するよう促進している。日本語指導アドバイザーは、文部科学省が講師の旅費と謝礼を負担して、自治体に研修に行ってもらう仕組みである。中核市、政令市はこの仕組みを活用していただきたい。また、その他の市は県を通じて利用できるの、ぜひ使っていただきたい。

続いて、勝又氏より外国人への日本語教育に関する政策提言について講演があった。外国にルーツがある子どもたちは不登校や引きこもりなど、より深刻な問題を抱えることが多い。2019年7月に成立した日本語教育推進法では国や自治体に日本語教育を進める責務がある。また、企業にも雇用する外国人に教育機会を提供するよう努める責務があると明記しているので、自治体と企業が連携しながら、外国人への日本語教育に取り組んでいく必要がある。

最後に、田中氏より海外にルーツを持つ子どもたちの課題について講演があった。田中氏は青少年自立援助センターの定住外国人事業部員として、年間約120名の外国ルーツの子どもたちの就労支援事業・教育支援事業に携わっている。福生市にある青少年自立援助センターに通う生徒（6歳から30歳代）は約3割が貧困家庭である。また、ひとり親世帯も多い。貧困家庭の割合は2010年から変わっていない。運営について、支援を補助金ありきではなく授業料収入、ファンレイジング収入によって持続性が担保されている。民間の外国人支援の取り組みは十分であるとは言えず、今後取り組みの拡充が必要である。

講座2 「母子世帯の居住貧困」

講師 葛西リサ氏（立教大学日本学術振興会特別研究員）

葛西氏による母子世帯の居住貧困についての講演では、前提として、2019年、目黒区の女児虐待死でDV支配下にあった母親に有罪判決が出たことを例に、女性が子どもを守り生き抜くことが難しい社会であると述べた。当時、母親になぜDVから逃げなかったのかと批判の声が多く上がっていた。しかし、DVからの逃避は生活困窮と社会的孤立を伴い住宅すら確保できず、「DVから逃げられない」のが現状である。女性が子どもを守るための社会を実現するためには、居住保障が必要不可欠である。

シングルマザーは約123万世帯あり、離婚によるシングルマザーが約8割強である。こうした中で問題となってくるのは、経済的な問題である。約8割が就労しているが、正規職員は4割程度で平均年収は243万円に過ぎない。

ではどの段階で、経済的な貧困に陥るのかというと、離婚によって転居をしようとする際に、最初の貧困が始まる。離婚による転居の際、持ち家の場合はほとんどが夫名義なので、離婚に伴い早急に出ていかなければならない。賃貸住宅の場合も、契約者の関係で出ていかなければいけないことが多い。実家で育児支援を受けるという選択ができればいいが、賃貸住宅に行かなければならない場合は、保証人を確保する問題、入居差別の問題があり、入居しづらい。

賃貸住宅に入りたくても入れない場合は、公共の住宅支援が必要となるが、公営住宅の優先入居制度は都市部では満室のため機能しないことが多く、公営住宅に入居するのに数ヶ月かかる。また、母子生活支援施設はシングルマザーにとって最後の砦であるが、緊急性が低いものは排除されるため入居できない事例が多い。

制度面では住宅資金、転宅資金（母子福祉資金）があるが、利用に際して保証人や返済計画など厳格な審査がある。日本のシングルマザーはほとんどが自助努力で住宅を確保せざるを得ないのが現状であり、離婚後、ホテルやファミリーレストラン、親類宅を転々とするケースも多い。その後は多くが賃貸住宅に移るが、離婚後、住宅を探す際に経済的な貧困に陥っていく。

離婚後の適切な住宅支援が必要である。母子世帯の居住貧困は、子どもの貧困問題にも直結する。賃貸住宅を借りても狭いため、子どもにとっての勉強スペースがないという問題がある。自治体による学習支援も効果を出しているが、それだけではなく、自宅で子どもの学習するスペースが確保できるような居住支援を行うことで、貧困の再生産を抑止できると考える。

良い取り組みとして、2017年から始まった神戸市のひとり親への独自の家賃補助制度がある。諸条件をもとに、月最大6万円を子どもが18歳に達するまで補助していく。年間150件程度の補助実績がある。今後も、地方自治体で家賃補助など公的な住宅保障を充実させていくことが必要である。

講座3 「居住支援の現場から」

講師 山中真奈氏（シングルキッズ株式会社代表取締役）

ひとり親家庭のためのシェアハウス「MAMA HOUSE 上用賀」を運営している山中氏から自社の取り組みについて紹介があった。

世田谷区内の一戸建て住宅を借り、6世帯の母子家庭が住めるように改装して、2017年から運営が始まった。現在は5世帯の母子が暮らしている。シニアも一緒に住んで子育てサポートを行っている。

普通のシェアハウスと異なる点は、地域に開いている点とサービス（毎日夕食・管理人による見守り）を付けている点がある。家賃は約12万で対象

は中間層のシングルマザーである。年収350万円以下のシングルマザーは経済面で行政のサポートが絶対的に必要だが、中間層は子育ての面で余裕がなく子育てのサポートが必要である。

運営にあたる課題としては、不動産業だけではなく福祉スキルが必要であることである。行政には、シェアハウスに期待するのではなくシェルターや母子生活支援施設をもっと使いやすくしてほしい。

5 感想及びまとめ

「海外につながる子どもの支援」では、公立学校で日本語指導が必要な児童生徒が増えているにも関わらず、日本語指導を受けている生徒が6割未満しかないという現状が理解できた。保護者への連絡や高校進学を目指した学習支援など、日本語教育推進法をもとに丁寧に進めていく必要がある。また、富士見市における外国にルーツを持つ子どもの就学実態についても、文部科学省の調査結果を受けて確認の上、必要な取り組みを提言していきたい。

「母子世帯の居住貧困」では、離婚の際、住居を探す際に経済的な貧困が始まるということが理解できた。また、その後賃貸住宅を借りられた場合でも住宅費負担率が高く（所得の35パーセント）、子どもの学習環境を確保できないという問題も深刻であると理解できた。

神戸市の家賃補助制度も注目すべき取り組みであるが、2017年の住宅セーフティネット法や公営住宅など既存の取り組みをシングルマザーが使いやすくするにはどうしたらいいのか研究していきたい。

「居住支援の現場から」では、民間企業が工夫して課題解決をしているという点が特徴的であった。現場の声として、そもそも養育費をきちんと受け取れていない家庭や、ひとり親家庭向けの支援情報が少ないということを挙げられていた。東京都や兵庫県明石市の養育費受け取りに関する制度の導入が急務であると考えられる。

*行政視察・研修に関する調査書・概要・参考資料等は、会派にて保管